

川口市工事成績評定結果等の公表に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、川口市工事検査規則（昭和41年規則第18号。以下「検査規則」という。）第12条の2及び川口市工事成績評定要領第11条の規定に基づき、本市が発注する工事の成績評定結果等を公表するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

- 第2条** 公表は、様式第1号の工事成績評定等結果表により行うものとする。
- 2 公表の方法は自由閲覧方式とし、市政情報コーナー及び市ホームページにおいて公開するものとする。
 - 3 内容に関する問い合わせには、応じないものとする。

(公表の時期)

第3条 公表は、毎年度、当該年度に実施した完成検査及び成績評定について結果を取りまとめ、当該年度終了後、速やかに行うものとする。

(公表の期間)

第4条 公表の期間は、完成検査を実施した日の属する年度の翌年度から5年間とする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。